

social概念のある起源をめぐって ——『社会契約論』の分析を手がかりに——

今野 晃

1. はじめに

本稿の目的は、ルソーの『社会契約論』を辿りつつ、現在の社会social⁽¹⁾概念の起源を検討することにある。その導きの糸として、アルチュセールのルソー論を用いる。

本稿の構想は、ある事実に端を発する。今日、我々が自明視している社会socialという語、この語の現用法は、ルソーの時代に生み出された。仏語辞典の『グラン・ロベール』は、socialの項で、この語の用法が18世紀に普及したことを注記し、ルソーの『社会契約論』への参照を指示する(Rey (ed.) [2011a])。彼の時代に、この語が普及した理由について、我々は、歴史的に新しい問題が現れ、その考察の為に新しい概念が必要だったと推察できる。その概念の起源として、ルソーが位置づけられている。

しかし新しい概念が、その当初より確定的な意味を獲得することはあり得ない。むしろそこには試行錯誤があったと考えるべきだろう。ルソーは新しい概念を用いて新しい問題に取り組んだ。そして生成途上の概念を用いた故に、十分に考察できなかった問題が残された。これが本稿の第一の仮説である。

1.1. social、sociétéへの注目

本論に入る前に、ここでsociété、social概念に注目する理由を説明しよう。18世紀の概念史を研究するゴードンは、フランスの17～18世紀

の文献データベースを調査し、この時期にsociété、social、sociable等の語の使用頻度が増加したことに注目する(Gordon [1994:53-4])⁽²⁾。彼は、sociétéが当時の歴史的現実を考える上で重要だと考える。なぜなら、この語の使用が増えたのは、神や君主ではなく、人々が自らの力で自分達の結びつきを維持するという問題に向き合ったからである⁽³⁾。すなわち、対等な人間が相互に作り出す関係の総体をsociétéと呼んだのだ。後に見るように、『社会契約論』で提起されるのが、まさにこの問いである。

また、sociétéが上のような意味を指すならば、そこにおける人間関係のあり方も問題になる。これを問う為に必要なのがsocial概念である。すなわちsocialは、sociétéの中で結ばれる関係の性質を形容する語である。よってこの語に注目することは、社会関係の性質を問うことになる。つまり当時の人々が、この概念を用いることで、どのような人間諸関係を構築しようとしたのかを考察することになる。

なお、ゴードンはこれらの語彙について諸々の著者を網羅的に追うのに対し、本稿は一人の著者(ルソー)を掘り下げる。なぜなら、ゴードンのアプローチは当時の語彙的文脈を踏まえた上で、ある著者の独自性(新語等)も検討しようとするものだが(Gordon [1994:48-51])、この立場では、生成途上の概念を用いた故に十分に考察されていない問題を検討対象にできない。誤解を恐れずに言えば、前者の方法論では著者の言ったことは分析できても、言い得なかったこ

とは分析の外に置かれてしまう。

以上のような理由から、本稿ではルソーの『社会契約論』に対象を絞りつつ、*société*や*social*概念に注目し、これを用いて彼が考えようとしたもの、そして考えられなかったものを明らかにしたい。*social*概念の起源の一つを探るといのは、この意味においてである。

1.2. *société*、*social*概念の歴史の変遷——語史についての若干の考察——

まず本稿の前提を明確にする為に、*société*、*social*概念の変遷を確認しよう。ラテン語の*societas*を語源に持つ*société*は、当初、仲間によって作られる*association*を意味し、人間関係の総体を包摂する意味はなかった。

先述の『グラン・ロベール』では*société*、*social*について、歴史的語順に沿って様々な意味が詳述されているが、以下では必要なものに絞って説明する。

まず*société*では、第一義で、12世紀にこの語は「何かを共有する、あるいは共通のものとする人々間の関係」、つまり「協働」を意味し、16世紀に「生活をともにする、あるいは集団で生活する人々間の関係」、「人々間の交流」を意味するに至る。

第二義では、17～18世紀に「多少とも複数の人々により組織化された集団で生活をする、特定の人々における特有の状態」（「自然の対義語」）を意味し、そこから派生して「多くの場合諸制度によって打ち立てられ、制裁によって保証される持続的で組織化された諸関係が存在する、諸個人の総体」という意味となる。そして、「重要か否か、恒常か否か、組織的か自然発生的かに関わらない、社会集団」、すなわち任意の社会集団を指す(Rey (ed.) [2011b])。

多様な意味を持つ*société*だが、重要なのは、現実の社会*société*の拡大とともに概念の範疇も

拡大したことである⁽⁴⁾。

*social*では、18世紀の普及に言及した後、「諸個人や人間の集団に関すること、ある一つの顕著な現実として認識され、ある特定の集団に属し、その集団の性質を分有する」という意味に続け、「ある一つの社会、あるいは社会の一つの要素を形成する」という意味を説明する。その後、書き言葉の用例として社会的事実や社会現象を挙げ、「集団のメンバー間の相互関係から、あるいは社会が構成する組織的全体から帰結するもの」と説明する。その上で用例として、デュルケムの、有機的現象とも心理的現象とも混同されず、個人に対して外在し、強制の力を持つ社会的事実の一節(Durkheim [1894-1901:97=1978:54])を引く。

また第三義では、「分業やその社会的諸効果の観点から、社会の中の諸個人を分類することに関して」という意味が1844年に現れると述べ、用例として社会階級や社会階層をあげる。そして、1830年代に「社会の様々な階級間の関係に関して」（「政治的、経済的の対義語」）という意味で、社会問題や社会運動等の用例が生まれると説明される。これが専門語化したのが、「労働者の物質的諸条件やその改善に関するもの」という意味で、社会的要求や社会政策という語で使われる社会*social*である(Rey (ed.) [2011a])。

社会問題の変容を分析したカステルは、この意味の*social*という形容詞がつけられる政策を、19世紀以降に経済と政治の裂け目を緩和することを試みた諸々の政策と位置づける。そしてこの社会政策*politique sociale*は、18世紀末に起こった経済的で政治的な二重の革命、つまりデモクラシーと市場に基盤を持つ代表制の支配を前提とすると指摘する(Castel [1995:170-1=2012:100])。すなわち、フランス革命へと至る激動期には、経済的自由と政治的平等こそが決定的な問題とされたが、その後、社会諸条件の不均衡が置き去りであることが明らかになり、

その是正が痛感されたのだ。

本稿では、主にこれに先立つ時期に書かれたルソーの言説を扱うが、「経済と政治の裂け目」として露わになる問題の萌芽がそこに存在していたことを明らかにする。ただし逆説的だが、『社会契約論』では、この問題はむしろ「不在」としてあらわれる。そして、この「問題の不在」がいかなる帰結へ至るかを検討する。これが本稿の第二の課題である。

II. ルソーと *société*、*social* 概念

前章では一般的な意味での *société*、*social* の変遷を確認したが、本章ではルソーに関連してこの検討をしたい。これにより、彼の時代におけるこれらの概念変化を明確にし、この概念によって当時の人々が考察を試みていたものが明らかになる。

II. 1. ルソー時代の *société*、*social* を巡る諸概念の布置

ルソーも執筆に参加した所謂百科全書では、*social* について、この語の用法が新しく導入されたことを説明した上で「人間を社会 *société* の中で価値あるものにする性質」と定義する。この新しい用法とは、全体社会を指す *société* の形容詞形として、*social* が一般的な社会関係に関連する意味へと拡張された用法である。また、それ以前の別の用法として「手形や証書等が会社名 *nom social* で作られる」という用例を挙げている (Diderot and D'Alembert (eds.) [1751-1780 (15):251])⁶⁾。これは限定された *société* であり、この *social* には多義性はない。

同様の変化は、関連する概念にも見られる。例えば、同じく百科全書でジョクールは、*sociable* の項で、*sociable* と *aimable* を併記した上で、この二語はもはや同義語でないとする

(Diderot and D'Alembert (eds.) [1751-1780 (15):251])。つまり、「愛想がよい」を意味する *aimable* は、対面的人間関係における肯定的な性格を指すのに対し、*sociable* は、かつて同じ意味(社交的)を表したが、この時期には人間一般を対象とした関係において肯定的な性格(社会性)を指す語へと変化している⁶⁾。

あるいは、フランス革命に影響を与えた『第三身分とは何か』の著者シエイエスの未発表の遺稿を調査したギロームによれば、シエイエスは1780年代の草稿で、*socio-* という接頭辞を用いて、様々な造語を作りつつ社会 *société* のあり方を考察しており、その中には、*sociologie* もあったという (Guilhaumou [2006:6])。無論これを社会学の起源とするのは無理がある。ただし、シエイエスはルソーより少し時代は下るものの、この時代に新しい社会 *société* と、そこで結ばれる人間関係への関心が高まっていたことは確かである。

II. 2. ルソーにおける *société*、*social* 概念の変化

この *société* の拡張を、ルソーも自覚していた。『政治経済論』の冒頭では、家庭経済を指した *économie* が一般経済まで拡張されたと指摘した後で、家族と国家を二つの社会 *société* として区別することを主張する。これは部分社会から全体社会へ、*société* 概念の変化を意識していた証拠だろう (Rousseau [1755b:241=1979:63])。

ただしこれは、彼がこの概念変化を自覚し、その意味を使い分けていたことを意味しない。むしろ彼の著作の中で、これらの概念は変化する。例えば『人間不平等起源論』では、社会 *société* は人類を分割させ、複数の社会 *sociétés* の間では自然の感情が失われるとされ (Rousseau [1755a:178-9=1978:246-7])、「戦争状態が社会状態 *état social* から生まれること」という論稿でも、社会 *société* の成立が、対抗する

別の社会sociétéを引き起こし、不平等と争いの原因になるとされる(Rousseau [1756-1758:603=1978:374])。このsociétéは、部分社会を指している。ところが『社会契約論』では、争いや不平等を解決する契約にsocialという形容詞が付される。

ルソーにおけるこの概念変化から、当初は否定的に捉えられた社会sociétéが、その後、問題解決をもたらす責任主体として見出されたと考えられる(Cassirer [1932=1997:44])。つまり、問題を生み出すのが社会である以上、それを解決するのも社会である。

ここにルソーの社会sociétéの捉え方の先駆性を見て取れる。例えば百科全書のsociétéの項で、ディドロは、神の意図から説明を始め、社会sociétéの中の不平等は自ずと解決される次へのステップに過ぎないとする(Diderot and D'Alembert (eds.) [1751-1780 (15):252-3])。これに対し、ルソーは社会そのものに問題の原因を見出す。

この点は彼の自然状態の検討からも理解できる。ルソーの有名な「自然状態」の議論は、自然回帰の為にあるのではない。彼の人間の起源への問いは、一般に「自然状態」とされるものが、現実には社会状態の結果であることを明確にする為にある。ホッブスらが、隷属を奴隷の本性と捉えるのに対し、ルソーはそこに社会状態⁷⁾を見る。すなわち、奴隷は、ある社会状態から生み出されたのであり、人間の自然状態ではない。戦争状態を人間の自然状態とする考えも同様で、動物としての人間の争いに所有権が関わるはずがない(Rousseau [1762a I.IV:360=1979:116-7])⁸⁾。ホッブスが想定する戦争状態は、現実には社会状態の一つである(Althusser [1967:66=2001:89-90])。よって社会sociétéのあり方の根本を考察するには、社会状態から生まれた「自然状態」でなく、それに先立つ状態を考える必要がある。ルソーの自然状態の検討は、

社会状態を検討する参照項を設定する為にある。

この点を確認すれば、ディドロとルソーの社会sociétéのとらえ方の違いも明確になる。すなわち、ディドロは自然法の項で、自然法から単純に社会sociétéの法を導き出し、そしてsociétéの項では、sociétéを人々の単なる集合と述べる(Diderot and D'Alembert (eds.) [1751-1780 (11):46, (15):253])。すなわち彼は自然と社会sociétéを連続的に捉える。これに対しルソーは、自然発生的に一般社会société généraleを捉える考え方では、部分と全体の結びつきが欠如すると批判する(Rousseau [1758 I.II:283=2008:309])。彼は、一般社会において部分と全体が単純に結びつかないことを認識し、それを再統合する必要性を意識していた。

この社会観は、社会学を先取りさえしていた。実際、彼はデュルケムと同じ論理で、人々の単純な集合とは異なる属性を持つ独自の主体として一般社会を定義する(Rousseau [1758 I.II:284=2008:311])⁹⁾。彼は社会学で扱われる問題の端緒を提起した。こうしてルソーは、現用の社会概念の黎明期に次の問題に取り組む。つまり社会société概念を新たに定義し、その上で、その不平等を解消する為の人々の新たな結びつきを構想した。

II. 3. 『社会契約論』におけるsocial概念への注目

以上のように確認すれば、『社会契約論』でsocial概念に注目するのは、当然に映るかもしれない。しかし事実は異なる。実際ルソーは、当初文学者・革命家・ロマン主義者として受容され、『社会契約論』が学問的分析の対象となるのは20世紀からである(Pezillo [2000:4-9])。しかしそうした検討でも、ルソーがsocialという形容詞を付したことが注目される事はなかった。実際、全集編纂で名高いヴォーンは、ル

ソーが「社会契約論」という題名をためらった事実¹⁰に依拠しつつ、真の主題は副題の「政治的権利の原理」にあったとする(Vaughan (ed.) [1962:22-3])。

ただし『社会契約論』の論の展開を見れば、その主題は明らかだ。『社会契約論』の冒頭は、奴隷状態の議論から始まり、奴隷はその本性からでなく、社会状態*état civil*によって生まれるとされる。そして、社会*société*は当事者の約束によって可能となり(第二章)、人間の権利は強者の力によるのではなく(第三章)、人間の他者に対する権利が暴力から生まれるのではない以上(第四章)、人間の約束がすべての権威に基礎を与える。故に「最初の約束」が重視される(第五章)。つまりルソーは、社会*société*を作る原初的約束を仮定し、そこから人間が作り出す社会状態を検討する。

こうして我々は、ルソーの社会*société*に関する議論に注目する意義を理解できる。そして、アルチュセールも『社会契約論』は次の問題に集約されるとする。つまり、構成員の身体と財産を共同の力によって保護する結合の形式を見出し、そして各人が結びつきながら以前と同じく自由であるという問題である。これが根本問題であり、社会契約がそれに解決を与える(Rousseau [1762a I.VI:360=1979:121], Althusser [1967:62=2001:84])¹⁰。

各人が自由でありつつ結合するという構想は、旧来の共同体を越えて人々が結びつくことを前提とし、その上で人間のあり方を変えること、つまり社会関係の転換を主題とする¹¹。

ルソーの問いの背景には、彼の時代に共有されていた危機感があると、アルチュセールは捉える。すなわち万人の万人に対する闘争が、大土地所有や貧農の発生等として現れ、社会的不平等が深刻化するという危機感である(Althusser [1967:64=2001:86])。ただし問題は、新しい人間関係の構築の必要性を感じたルソー

が、これを具体的にどう論じたかである。これを以後の章で検証する。

III. 社会契約概念の〈ズレ〉——『社会契約論』における社会諸関係の不在——

本章ではアルチュセールが明らかにする社会契約概念のズレを辿りつつ、そこに社会関係の問題が関わっていることを検討する。ただしその前に、この検討について説明を要する。なぜならこれは、『社会契約論』が必ずしも扱っていなかった問題を、ルソーの言説に沿いつつ検討することだから。一見矛盾するこの論証の正当性を示す為¹²に、本稿が導きの糸に用いるアルチュセールの論稿について説明せねばならない。

III. 1. アルチュセールのルソー論の位置づけ

アルチュセールの論稿は、雑誌『分析手帳』の特集「ルソーの思考せざるもの」の中で発表された。この特集は、精神分析的なテキスト読解を駆使しつつ、ルソーが考えていなかったこと(盲点)を彼の言説から導き出そうとする。これが社会契約概念のズレである(Althusser [1967:59-60=2001:80-1])。

これに対しドロフは、この特集の名をあげつつ、こうした読解は傲慢な態度だと批判し、言説に忠実な解釈を主張する(Todorov et al. (eds.) [1984:7])。しかし、ルソー研究の画期をなしたスタロバンスキーは、精神分析的手法を用いてルソーの言説を読み込む内的分析は、彼が直面した外的現実の考察と不可分であるとする(Starobinski [1971:10=1993:2])。つまり、ルソーは自らの現実に直面する中で『社会契約論』を執筆しており、その精神分析的読解は、そこに潜在する歴史的現実を読み解く作業なのだ。

アルチュセールは、ルソーの言説を厳密に追

いつつ、そこに内包されている概念のズレを明らかにする。しかしそれは概念上の議論に留まらず、このズレが当時の歴史状況を表象することにまで及ぶ。

無論、ルソーの社会に関する議論に注目する研究もある。カッシーラーは、その代表例だ(Cassirer [1932=1997])。彼は、アルチュセールと同様、ルソーの言説を厳密に検討する。しかし、カッシーラーが社会契約を純粹形式として扱い、そこに留まるのに対し、アルチュセールはルソーの論理を厳密に追った上で、そのほころびから理論に埋め込まれた現実を掘り起こす⁽¹²⁾。ただしアルチュセールは*société*、*social*概念に注目しておらず、これは本稿の視点である。

ルソーは、生成途上の概念によって、新しい人間関係の構築を目指したが、それは諸々の問題を抱えていた。しかしこれは、彼の概念や言説の矛盾であるのみならず、歴史的現実の矛盾の現れである。よってこれを検討することは、社会*social*概念が歴史の中で必要とされた道筋を明らかにするだろう。

III. 2. 社会*société*の否認——「社会契約」の〈ズレI〉——

本節ではアルチュセールが社会契約概念の中に見出すズレを辿りつつ、人々が作り出す人間諸関係に対するルソーの立場を明るみに出す。

まず問題となるのが、原初行為としての社会契約である。すなわち契約は、当事者の間で何らかの交換がなされる取り決めを指し、そこから社会*société*が成立するとルソーは考える。しかし、社会契約というのは奇妙な概念だ。

通常は契約の当事者は契約に先立ち存在し、その上で取り決めを行う。しかしルソーの場合、契約後に生まれる当事者と、もう一方の当事者(社会を作り出す人々)が契約をする。この二つ

の当事者の間にはズレがあるが、アルチュセールはこれを〈ズレI〉と呼ぶ(Althusser [1967:72=2001:98-9])。

この契約当事者間のズレは、ある意味当然である。社会を作り出す諸個人が、社会に属する諸個人と契約をするのは、自分自身と契約することだから⁽¹³⁾。しかしアルチュセールは、このズレをルソーの理論の核心と捉える。なぜなら、これを否認してこそ「社会契約」は契約として成立するから。つまり、契約の一方の当事者が契約前に存在しないという前提が隠蔽されることで、社会契約と法的契約の同一性が擬装され、社会契約は現実の法的実践のように扱われる(Althusser [1967:73-4=2001:101-2])。ここで「社会契約」は、問題の解決を装う機能を果たす。

これはホッブスと比較しても明らかだ。ホッブスの場合、戦争状態の調停者として第三者を必要とした。これに対しルソーは、第三者への全面譲渡を、契約当事者間の二者関係へと内在させる。つまり各人の共同体への全面譲渡により、これを解決しようとする(Althusser [1967:76-7=2001:105-6])⁽¹⁴⁾。ところがそこでは、人々が作り出すはずの関係も、そこから生まれる社会のあり方も、検討されていない⁽¹⁵⁾。ルソーは社会についての問いを否認することで、人々が互いに取り結ぶ諸関係も検討の外に押しやるのだ。

III. 3. 交換という擬制——〈ズレII〉と社会関係の不在——

社会契約が真の契約でないなら、契約の取り決め内容にも問題があることになる。というのも、社会契約が人民に求める全面譲渡は、契約として機能しつつも、現実には法的契約が前提とする「取り決めによる交換」を不可能にするから。アルチュセールはこれを〈ズレII〉と呼ぶ(Althusser [1967:79=2001:109])。

ルソーは、社会契約によって行われる「交換」の「損得」について、人は自然な自由と権利を手放すが、それによって市民の自由と所有権を得るとする(Rousseau [1762a I.VIII:364=1979:126], Althusser [1967:80=2001:110-1])。この全面譲渡を、ルソーは「有利な交換」と述べるが(Rousseau [1762a II.IV:375=1979:140])、アルチュセールは、この立場を精緻化し批判する。

社会契約では、自らの所有権が、平等な交換行為によってもたらされ、それが「正当な権利」として再認識される。しかし多く持つ者は、それに相当するものを交換から得、そうでない者は、少なくしか得られない。しかし、それは平等な契約とされる。

重要なのは、社会契約が正当な権利を保障する契約として定義されることである。つまりこの契約は、権利を保障する法を承認する行為だが、不平等を解消する社会関係を作る行為ではない。議論されているのは法的正統性であり、交換契約に基づく法は現状の追認にとどまる。社会は法関係からのみ考察され、社会が持つはずの独自性は否認される。

ただしこの社会関係の検討の不在は、ルソー時代の言語事実上の制約だった。実際、百科全書の「社会契約」の索引も、本文の「政治的正統性」と「根本的な法」の参照を指示する(Diderot and D'Alembert (eds.) [1751-1780 (35):685])⁽¹⁶⁾。つまり当時は、社会契約は法の問題として考えられていた。

しかしこれは奇妙な帰結をもたらす。つまりその題名にもかかわらず、『社会契約論』には社会関係の議論が不在なのだ⁽¹⁷⁾。換言すれば、旧来の共同体を越えて人間が構築すべき諸関係を語るすべを持たず、社会関係は言語上欠如していた⁽¹⁸⁾。これが社会契約概念の矛盾であり、ルソーが直面した歴史的現実の矛盾である。アルチュセールは精神分析的読解によって、これを概念のズレとして明らかにした。

しかし我々は、これを単純な歴史の反映と結論すべきでない。ルソーの言説は、その先駆性故に「社会関係の不在」が問題化されるのだ⁽¹⁹⁾。ただしこのズレは、もう一つのズレを要請せざるをえない。

III. 4. 一般／個別という虚構——〈ズレⅢ〉と一般意志——

社会契約の〈ズレⅠ〉と〈ズレⅡ〉の問題は、〈ズレⅢ〉、すなわち個別性と一般性のズレへ滑り込む(Althusser [1967:83=2001:115])。本来は契約でない社会契約がその体裁を保つには、この問題を解決せねばならない。すなわち、人々の個別利害が社会の一般利害へ収束するならば、人々と社会の間で契約が成立したと考えられる。つまり人民全体が等しく決定に関われば、各々が自らの個別利害を考慮しても、その決定は一般的なものになるとルソーは言う。これについてアルチュセールの議論は多岐にわたるが、ここでは個別性と一般性の問題に集中しよう。

ルソーでは、個別利害から一般利害を導出し、そして一般意志を社会体の動力とすることが問題となる。ここで有名な「投票条件」が、問題の実践的解決として持ち出される。つまり、十分な知見を備えた人民が議決する際、事前交渉がないなら、一般意志が生み出され、議決はつねに適正になるという(Rousseau [1762a II.III:371=1979:135], Althusser [1967:86=2001:121])。

これはルソーの一般意志論の要をなす。一般意志の形成には事前交渉があってはならない。事前交渉は権謀術数を生み、各人の判断を妨げるから。これはまた、中間集団の排除を必要とする。国家の中に部分結社、特に支配的な集団があってはならない。なぜなら、そこで表明されるのは、もはや一般意志ではなく、支配集団の意志でしかないから(Althusser [1967:86=2001:121])。

これはルソーの「中間集団排除」を批判したにすぎず、凡庸だとする考えもある(王寺 [2009:174])。しかしアルチュセールの批判はこれにとどまらず、対立概念の「個別意志」に及ぶ(Althusser [1967:88-9=2001:124])。つまり、「一般意志」が現実には存在しないと同様に、「個別意志」も現実には存在しない。人間は孤立して存在しない以上、各自の利害も常に社会諸関係の中で形成され、そこから切り離された「純粋な個別」は存在しない。

このように「個別性」の虚構性を考察すると、「一般性」と「個別性」のズレが明らかになる。「一般利害」と「個別利害」はともに虚構だが、それ故に、ある社会集団の利害を、恣意的に「一般」と呼ぶことも、「個別」と呼ぶことも出来る。彼は、ここに階級支配のメカニズムを見出す。つまり特定階級の利害を、あたかも一般利害のように差し出すのだ(Althusser [1967:88-9=2001:124])。

無論ルソーの時代状況を考慮し、彼の一般意志論を擁護する立場もある。例えばルセルクルは、一般意志論の同時代的意義をアルチュセールが見落としていると批判する。つまり当時の政治観では、社会集団は富裕層にしかなく、ルソーの一般意志論(個別集団の拒否)はこれを排除しようとしたのだと(Lecerclé [1973:177-80=1993:213-6])。事実、ルソーは、社会集団の不均衡がもたらす問題を指摘する⁽²⁰⁾。

ただし、これを別の視点から考察すれば、識字人口が限られた時代において、唯一のメディアだった活字を通じ、旧来の共同体を越え、一つの利害をめぐって連帯や対立をする集団の形成は、富裕層以外には困難だったと推測できる⁽²¹⁾。そして社会集団が富裕層に限られるなら、それが社会一般の意志形成を損ねるのは必然である。ルソーの懸念は、フランス革命において現実のものとなるだろう⁽²²⁾。しかし逆説だが、ルセルクルの反論は、ルソーの時代には、旧来

の共同体を越えた社会諸関係が形成途上だったことを示しており、本稿の立場と合致する。

以上のように検討してきた我々は、社会契約のズレを、次のように要約できる。つまり、ルソーは一般社会を、人々の単純な集合とは別の属性を持つ存在と規定した。そしてこの一般社会と人々をつなぐのが、全体と部分の無媒介な一体化としての社会契約である。ルソーはこれによって不平等を解決できると考えた。しかしアルチュセールは、この只中にズレを見出す。無媒介に社会と個人を結びつけるルソーの構想は、個別意志を一般意志が束ねる虚構に依拠する。そして、この無媒介の一体化は、人々の間の関係を議論することを不可能にしてしまう。

ただし、残念ながらアルチュセールも、社会契約のズレを指摘するのみであり、ルソーが見落としていたもの、つまり社会関係のあり方を積極的には論じていない⁽²³⁾。ここで、我々はこの三つのズレの反対を考察することで、次のような社会関係のあり方を導き出せる。それは、一般性に回収されない多様なつながりが、多様な利害をめぐって連帯したり対立し合う社会諸関係のあり方である。これは、自律した個人が結ぶ協約を通して構築される統一体ではない。そしてこの社会像は、実際に、1848年の二月革命・六月暴動を経て、共和制という理想が挫折する中で出現する(Donzelot [1994:46-9])。これは、理論が否認していた問題が現実において露わになったのだ、と言えよう。

ただし、この社会像は後に見出されるものであり、これをルソーに押し付けるべきではない。なすべきは安易な批判でなく、彼の思考とその歴史的影響を辿り、現在の社会概念が生まれる必然性を探ることである。そしてアルチュセールが最後に指摘する〈ズレIV〉が、これに関わる。

IV. 社会契約論の陥穽とそれを超えて—— ルソー理論の現実的帰結——

前章では、アルチュセールの精神分析的読解に沿いつつ、ルソーが看過した社会契約概念のズレを検討し、そこから社会契約論には社会関係の議論が欠如していることを明らかにしてきた。しかし、これは概念上の問題に留まらず、歴史の生成過程と不可分である。本章ではこの視点から、まずアルチュセールが最後に指摘する〈ズレIV〉(「理論と現実のズレ」)を概観し、それを現実におけるルソー理論の受容と関連づけて検討する。

IV. 1. 理論と現実——〈ズレIV〉とその「解決」——

「一般意志」の虚構性、これは理論と現実のズレに由来する以上、その解消には理論における検討では不十分である。よって「現実の中で、社会集団とそれの及ぼす効果を首尾よく伏せること」(Althusser [1967:90=2001:126])、つまり社会集団の現実における否認が必要になる。

この為には、社会的利害集団から個人の自律性を守らねばならない。なぜなら、人々の分裂を防ぎ一般意志を構成するには、自律した個人が自らの意志で決断できねばならないから。そしてルソーにとって、この目的を達成するのが習俗である。彼は、国法、市民法、刑法の後に最も重要な法として習俗を挙げる。この法は国家の真の体質をなし、他のすべての法が老衰した時、それらに生氣を取り戻させる(Rousseau [1762a II.XII:394 =1979:162], Althusser [1967:90=2001:126])。

なぜ習俗が重要かという点、法律は罰則によってしか人々を縛れないが、習俗は常に人々に働きかけるから。個別な利害集団からの影響を防ぐには、この習俗が重要になる。しかし、

アルチュセールは言及しないが、この習俗は当事者による承認以前に存在し、法とは異なる性質を持つ。ルソーは、自律した個人の基盤として、これに依拠せざるを得なかったのだろう。前章ではルソーが社会契約を法的契約として捉えることを確認したが、ここでも、本来であれば法の外のものが、法的語彙によって考察され、法の枠組みの中で捉えられている。

習俗に依拠しつつ社会集団を排除するこの立場を、アルチュセールは「イデオロギーにおけるやむなき前進」と呼ぶ(Althusser [1967:90-1=2001:127-8])。彼がこう呼ぶのは、現実の社会集団をイデオロギー的に否認することで、存在しない「純粋な個」を想定せねばならないからだろう。この為ルソーは、それほど貧しくも裕福でもない市民に望みを託す。これによって彼は、富める者と貧しい者が各々集団化することを禁じようとした(Althusser [1967:92=2001:130])。こうしてルソーは、社会契約が抱える理論の問題を、現実における否認によって切り抜けようとする。

他者に依存せず、搾取もしない人々が、契約に基づき社会を構築する。そうした経済的独立性という古い夢にルソーは賭ける。ここで彼が想定するのは、『人間不平等起源論』で論じられる小規模生産者や職人である(Rousseau [1755a=1978])。ルソーは、階級を廃する問題の解決として、封建的生産様式の解体へ向かう経済的退行に望みをかける(Althusser [1967:93=2001:131])。

すなわちルソーは、社会的不平等の解決として、自律した個を想定し、それを可能にする経済条件として、独立した小規模生産者や職人を重視する⁽²⁴⁾。しかしそれは現実の不平等の否認でしかない。そして社会契約という虚構の下、不平等は再生産される。「ズレとは、実在のもたらず結果からのまさに理論のズレのこと」である(Althusser [1967:93=2001:131])。

このようにアルチュセールは、言説内部で社会契約を検討した果てに、理論における否認が現実に及ぼす効果も見出す。ただしこの指摘の後、彼は『エミール』等の文学作品は、現実の矛盾に対する「虚構された勝利」であり、同時にそれは見事な「失敗」だと述べ、その論を閉じる。しかし我々は、ルソーの失敗の確認に留まるのではなく、さらに論を進めるべきだろう。

IV. 2. ルソー理論の現実的帰結——バーニによるルソー——

本節ではルソー理論の現実への影響の一つを検討する為に、フランス革命時代のルソー受容を分析するバーニの歴史研究を見てみよう(Barny [1986])。

バーニによると、当時ルソーは、人民出身でありつつ上流階層に認められた新しい時代のシンボルだった。そこで彼は労働重視の価値観を体現する。これは封建体制に対抗する価値観だったが、生きた労働と蓄積された労働が区別されず、資本主義的所有を正当化した(Barny [1986:75])。

こうしてルソーは次のように受容された。つまり彼は自らの生活の為に働き、その経済的自立が自由を可能にした。そして彼のエミールは、労働・質素さに誇りを贅沢に恥を感じる人物となった。そこには労働を通じた人間の定義が(ただし抽象的な)、また旧体制の土地寄生の拒否がある。

しかしこの反封建主義的方向性は、進歩主義的価値観を、社会経済的現実を捨象して作られた道徳モデルに閉じ込める。抽象的な労働の賛美は、慈善の名の下、労働者を搾取する。こうしたルソー像は、ブルジョア的道徳を体現した(Barny [1986:76-7])。

実際ルソーは、革命を先導したフォーシェ神父やブリッソーらによって、ベンジャミン・フラ

ンクリンと重ねられる。つまり、アメリカ独立戦争のフランクリンとフランス革命のルソーが同じ役割を担う(Barny [1986:78])⁽²⁵⁾。

そもそもルソー解釈は、それ自体が闘争の賭け金だったが、二人の捉えるルソー像を扱うのは、その解釈が当時の社会基盤に基づくからだ。というのもシャルチエによると、18世紀後半の出版産業の成立により、文筆業という職業が生まれた(Charrier [1991=1999:80-94])。この背景から、革命を主導した自由主義者ブリッソーが、文筆で生計を立てたルソーを評価したのは必然だった⁽²⁶⁾。

筆者の見るところ、ルソーが生きた労働と蓄積された労働を区別しないのは、富の偏りを生み出す社会関係を看過したからである。これに労働を道徳的に推進する原理が加われば、労働を礼賛しつつその成果を搾取することを、自由な交換契約として正当化する。

本稿が目指したいのは、ここで道徳でも政治でも考察できない領域が立ち現れていることだ。この領域にこそ社会関係が関わるのだが、実のところ、ルソーもこれを認識していた。彼は『エミール』で、社会的不平等の考察には、社会を通じた人間の検討と人間を通じた社会の検討が必要だと述べ、その為には道徳と政治を切り離してはならないとした(Rousseau [1762b IV:524=1963:中58])。これは彼が、社会的不平等の解決には道徳のみでも政治のみでも不十分だと理解していた、と同時に、道徳と政治を足せば十分と考えていた証拠でもある。

なお、18世紀には経済学は道徳科学であり、ルソーでも道徳と経済は不可分だったが⁽²⁷⁾、ここで現れている政治でも道徳(経済)でも解消できない問題の領域こそが、先述の「政治と経済の裂け目」である。19世紀には、この裂け目を埋めるべく様々な政策が試みられるだろう。これは、すでに確認した社会socialの意味変化にも現れている通りである。無論、これは後世に

見出される問題だが、我々はその萌芽を『社会契約論』の中に確認できる。

この確認の意義を我々は次のように要約できる。つまりルソーは、現実における社会関係を見ることなく、自律した個人による契約という構想を推し進めたが、政治的権利の平等を保障し、経済を基盤にした道徳に基づく個人の自由を強調するのみでは、社会が生み出す不平等は解消されない。そこでは、社会関係の不均衡に起因する問題を個人へと還元しかねない⁽²⁸⁾。社会関係を看過した、彼の時代に即して言えば、道徳にも政治にも還元できない問題を看過した故に、不平等の解消を目指しつつ、逆の帰結に辿り着いた理論の帰結。これが、ルソーが直面した現実と理論のズレである。

V. 結びに代えて——社会social概念によって考えること——

我々は、これまで社会契約概念のズレに即して論を展開しつつ、政治とも経済とも違う領域が立ち現れることを検討してきた。無論、そこでは十分には検討できなかった側面もある。例えば、ここで明らかになる社会諸関係の検討の不在は、専ら経済に関わる社会関係に限定されている。無論、socialという形容詞が付される領域は、これに限らない。しかし、その総体を

扱うのは本稿の手に余る主題であり、ここでは社会経済的関係の不均衡を看過した例をもって、社会諸関係の問題を考察することの重要性を確認するに止めたい。

しかし少なくとも、本稿の検討によって以下のことは確実に言えるだろう。つまり、それなしには現代の問題を考察することができない現用の社会概念の始まりが、我々の考える以上に困難だったことである。しかし逆説的にも、その失敗から、我々は社会social概念を用いて考察される諸問題の重要性を再確認できる。すなわち、経済(道徳も含めた)でも政治でも考察できない問題を、個人へ還元せず、社会諸関係の問題として考察する重要性である。

実際、社会諸関係を捨象し個人を支える社会基盤を問わないことで、不平等の解消を目指す理論が、それを拡大させる単純な自由主義へと帰結することを見た。他方、一般意志という虚構が生まれるのも、社会諸関係の捨象からである。そしてこれらは、新自由主義やナショナリズム等の形で現在の我々が直面する問題でもある。

こうした陥穽を避ける為に、ルソーの理論の辿った道を、その先駆性と困難さ、失敗も含めて考察することに意義があることは言うまでもない。

註

1. まず本稿の用語法を説明したい。本稿では、日本語の「社会」に加え、仏語のsociété、socialという語も用いる。社会の原語であるsociété、socialは、歴史的変遷に伴い様々な意味を持つ。これを近代日本の訳語である「社会」のみですませることはできない。故に、その多義性や歴史的変遷を示す場合、原語を用いるか、日本語と原語を併記する。これに対して、今日の意味を明確に指す場合は、日本語の利点を生かし「社会(的)」を用いる。
2. 17～18世紀に、sociétéは620回から7168回へ、socialは8回から838回へ、sociableは16回から222回へ使用頻度が増加する。ゴードンは、シカゴ大学とフランス国立科学研究センターによるARTFLに依拠するが、このデータベースは17世紀の96人の著者による334の文献、18世紀は156人による488文献を含む。ただしこのデー

- タは、当該世紀の文献の全体を代表するものではないとゴードンは述べる(Gordon [1994:53])。
3. ゴードンは、この「the social」の創出の意義を理解する為には、この時期までに絶対君主制とキリスト教的形而上学がそれを妨げていたことを理解する必要があるとする (Gordon [1994:5])。
 4. 英語のsociety概念もほぼ同じ変遷をたどる(Williams [1983=2011:504-10])。
 5. socialの項はディドロの執筆による。
 6. sociableへの注目は、ギロームに負う(Guilhaumou [2006:4])。
 7. ここで「社会状態」概念の説明をしよう。『社会契約論』で主に用いられる社会状態の原語はétat civilであり、état socialという語は2回しか使われていない(Rousseau [1762a I.IV:357, LIX:367=1979:117, 129])。ここでのétat socialには否定的な意味はなく、ここにも彼のsocialの用法の揺らぎがある。なお邦訳では、該当部分の原語がétat socialであることは明確にされていない。
 8. ローマ数字は編と章を示す。
 9. ルソーは、化合物の属性がそれを構成する物質の属性に還元されないのと同様に、一般社会もそれを構成する個人に還元されないとし、デュルケムは生物の喩えを用いて社会的事実概念を導入する(Durkheim [1894-1901:81-2=1978:30-1])。またデュルケムもルソーのこの一節を引く(Durkheim [1953:135-6=1975:96])。
 10. アルチュセールがルソーを引用する部分には、両者の典拠を併記する。
 11. ルソーにとって、人間にできるのは、自分達の力を結びつけ方向付けることだから、生存の為には、集合して各人の力の総和を創り出すしかない(Rousseau [1762a I.VI:360=1979:121])。つまり、社会関係の組み替えが問題となる。
 12. この点が両者の違いである。実際カッシーラーは、物質的不平等はルソーにとり副次的な問題だったとする(Cassirer [1932=1997:28])。
 13. ルソーもこれを認める(Rousseau [1762a I.VII:362=1979:123])。
 14. テレールは、ホブスの統治契約にsocialがつく余地はなかったと言う。ホブスの時代にはラテン語のsocietasは同盟者によって作られるassociationを指し、全体社会の概念はなかった(Terrel [2001:58-9])。
 15. アルチュセールは、ルソーが、ホブスの第三者への全面譲渡を、社会を構成する当事者間の関係に置き換えただけで、実際には彼の社会体はホブスの君主と同じ性質を持つと指摘する(Althusser [1967:77-8=2001:106-7])。ルソーは新しい社会関係の構築を目指しつつ、結局はそれに至らなかった。
 16. 本文中に「社会契約」の項はない。
 17. 『社会契約論』は、元々『政治制度論』として構想された(Rousseau [1766:404-5=1955-6:中197-8])。本稿が重視するのは、この題名の変更である。つまりsocialという語が付され、社会関係の転換が提起されるが、それが検討されていない。不在として残されざるをえなかった程に、これは決定的な問題だった。
 18. 実際ルソーは、旧来の共同体を越える人々の関係という意味での社会諸関係rapports sociaux概念を用いていない。彼が用いるのは社会的紐帯lien social概念であるが、これは全体社会を覆うものではない(Rousseau [1762a II.IX:386=1979:153])。
 19. ここで本稿の用いる「不在absent」概念を、アルチュセールの用語法と関連づけて説明しよう。ルソー論の元となった講義でアルチュセールは、自然状態を社会の非在néantと規定し、そこから社会諸関係の生成を考察することが重要と述べる(Althusser [1955-1972:261])。この非在néant概念は存在以前の無を指す。これに対し不在absentは、本来あるべきものがないことを指す。つまり『社会契約論』は社会関係の構築を根本問題として提起しつつ、その検討がない故に「社会関係の不在」を問題化できる。これは、ルソーが先駆的問

題構制を導入したからこそ問えるのだ。

20. ルソーは、部分社会が存在するならば、その数を増やしその不平等を防止せねばならないと注意する(Rousseau [1762a II.III:372=1979:136])
21. 水林によると、この時期に出版資本主義が発達し公衆le publiqueが出現するが(水林[2003:45-52])、ここにハバーマスの公共圏の問題が関わる。ただ本稿が注視するのは、公衆から閉め出される人々の存在である。シャルチエによると、コンドルセらは分散した公衆が印刷技術によって集められ、そこで公論が形成されるとするが、現実にはこの公衆は民衆peopleとは厳格に区別されていた(Chartier [1991=1999:41-3])。つまり出版技術による公衆の形成は、読み書き能力の有無によって民衆を排除する(Chartier [1991=1999:56])。こう考えれば、サロンでの議論が印刷物を通して公衆へ拡がり、政治的公共圏へと移るというハバーマスの見方は、楽観的だと言えよう(富永[2005:180])。
22. ルフェーブールによるとフランス革命時に全国から陳情書が寄せられる際、地元の小ブルジョアが農民達の陳情書を作成したが、そこでは自分達に不利な要求(土地所有権の問題等)を意図的に避けていた(Lefebvre [1939=1998:237-8])。
23. アルチュセール自身が社会のあり方を論じるのは『再生産について』においてである。彼は「社会とは何か」という問いを立て、社会という概念は曖昧であり、社会構成体に置き換えるべきとする(Althusser [1969:40-2=2010:上71-4])。そして、旧来の国家諸装置を転換することを社会革命と呼ぶ(Althusser [1969:181=2010:下13])。この為に提起したのが国家のイデオロギー諸装置概念である。さらに彼は、法外のものを法の枠組みで捉えることを批判しており(Althusser [1969:91=2010:上44])、これは本稿が指摘した社会契約論の問題点でもある。ただしこの論点を展開するには、別稿を要し、ここではその指摘にとどめたい。
24. スタロバンスキーも、ルソーにとって経済的独立が道徳的独立の基盤だったとする(Starobinski [1971:130-1=1993:168-9])。
25. ここでウェーバーによる資本主義的人間類型としてのフランクリン像を考えることもできる(Weber [1920:40-8=1989:43-63])。
26. シエイエスも、社会を支えるのは労働であり、第三身分がそれを担っているとし、特権身分による自由競争の排除を社会的犯罪と述べる(Sieyès [1789:34-5=2011:12-3])。
27. 『新エロイズ』では、次のような内容が論される。無際限の利益追求を退け、必要を規準に利益を求めることが主張され、同時に、自分の楽しみへの支出は推奨されるが、虚飾への浪費は戒められる。このように道徳に基づき浪費を抑制し、自己目的化した利益追求に傾ける労力を抑えることで、利益率は増大する。こうして道徳は経済を活性化する(Rousseau [1761 V.2:528-30=1981:上167-9])。だが、これは経済基盤を前提とした個人道徳による幸福でしかない。
28. ルソーも『人間不平等起源論』では、人間の不平等には諸原因が関わるが、才能の不平等が根本にあると捉えていた(Rousseau [1755a:174=1978:242])。

文献

Althusser, Louis ([1955-1972] 2006) *Politique et Histoire, de Machiavel à Marx, Paris:Seuil*.

——— ([1967] 1998) “Sur le Contrat social,” in *Solitude de Machiavel*, Paris:PU.F. 59-102.=(2001) 福井和夫(訳) 『〈社会契約〉』について 『マキャヴェリの孤独』藤原書店79-133.

- ([1969] 1995) *Sur la reproduction*, Paris: P.U.F. = (2010) 西川長夫(他訳)『再生産について上・下』平凡社ライブラリー。
- Barny, Roger (1986) *Rousseau dans la Révolution*, Oxford: Voltaire Foundation.
- Castel, Robert (1995) *Les métamorphoses de la question sociale*, Paris: Fayard. = (2012) 前川真行(訳)『社会問題の変容』ナカニシヤ出版。
- Cassirer, Ernst (1932) “Das Problem Jean-Jacques Rousseau,” *Archiv für Geschichte der Philosophie*, 16, 177-213, 479-513. = (1997) 生松敬三(訳)『ジャン=ジャック・ルソー問題』みすず書房。
- Chartier, Roger (1991) *The cultural origins of the French revolution*, Durham: Duke university press. = (1999) 松浦義弘(訳)『フランス革命の文化的起源』岩波書店。
- Diderot, D. and J. L. R. d'Alembert (eds.) ([1751-1780] 1966) *Encyclopédie ou dictionnaire raisonné des sciences des arts et des métiers*, Stuttgart-Bad Cannstatt: Friedrich Frommann.
- Donzelot, Jacques (1994) *L'invention du social*, Paris: Seuil.
- Durkheim, Emile ([1894-1901] 1988) *Les règles de la méthode sociologique*, Paris: Flammarion. = (1978) 宮島喬(訳)『社会学的方法の規準』岩波書店。
- Durkheim, Emile (1953) *Montesquieu et Rousseau*, Paris: Marcel Rivière. = (1975) 小関藤一郎(他訳)『モンテスキューとルソー』法政大学出版局。
- Gordon, Daniel (1994) *Citizens without sovereignty*, Princeton: Princeton university press.
- Guilhaumou, J.-C. (2006) “Sieyès et le non-dit de la sociologie,” *Revue d'histoire des sciences humaines*, 15: 117-134, http://halshs.archives-ouvertes.fr/docs/00/15/43/35/PDF/Rhsh_15_-_Guilhaumou_-_pages.pdf. 2013年1月24日DL.
- Lecerclé, J.-L. (1973) *Jean-Jacques Rousseau*, Paris: Larousse. = (1993) 小林浩(訳)『ルソーの世界』法政大学出版局。
- Lefebvre, Georges (1939) *Quatre-vingt-neuf*, Paris: éditions sociales = (1998) 高橋幸八郎(他訳)『1789年：フランス革命序論』岩波文庫。
- 水林章 (2003)『公衆の誕生、文学の出現』みすず書房。
- 王寺賢太 (2009) 「必然性／偶然性」『思想』1027: 172-193.
- Pezillo, Lelia (2000) *Rousseau et le Contrat social*, Paris: P.U.F.
- Rey, Alain (ed.) (2011a) “social,” in *Le grand robert de la langue française version électrique*, 2ème édition, Paris: Le robert.
- (ed.) (2011b) “société,” in *Le grand robert de la langue française version électrique*, 2ème édition, Paris: Le robert.
- Rousseau, J.-J. ([1755a] 1964) “Discours sur l’origine et les fondements de l’inégalité,” in *Œuvre complètes*, tom. III, Pléiade, Paris: Gallimard, 109-237. = (1978) 原好男(訳)「人間不平等起源論」『ルソー全集第四巻』白水社, 177-295.
- ([1755b] 1964) “Discours sur l’économie politique,” in *Œuvre complètes*, tom. III, Pléiade, Paris: Gallimard, 239-278. = (1979) 阪上孝(訳)「政治経済論」『ルソー全集第五巻』白水社, 61-104.
- ([1756-1758] 1964) “Que l’état de guerre naît de l’état social,” in *Œuvre complètes*, tom. III, Pléiade, Paris: Gallimard, 601-612. = (1978) 宮地弘之(訳)「戦争状態が社会状態から生まれること」『ルソー全集第四巻』白水社, 369-87.

- ([1758] 1964) “Du contrat social ou essai sur la forme de la république (première version),” in *Œuvre complètes*, tom. III, Pléiade, Paris:Gallimard, 279-346.=(2008) 中山元(訳)「社会契約論：または共和国の形式についての試論(ジュネーヴ草稿)」『社会契約論』光文社, 303-450.
- ([1761] 1964) “La nouvelle héloïse,” in *Œuvre complètes*, tom. II, Pléiade, Paris:Gallimard, 1964, 5-794.=(1981) 松本勤・戸部松実(訳)「新エロイーズ」『ルソー全集第九巻・第十巻』白水社.
- ([1762a] 1964) “Du contrat social,” in *Œuvre complètes*, tom. III, Pléiade, Paris:Gallimard, 347-470.=(1979) 作田啓一(訳)「社会契約論」『ルソー全集第五巻』白水社, 105-268.
- ([1762b] 1969) “Émile ou de l’éducation,” in *Œuvre complètes*, tom. IV, Pléiade, Paris:Gallimard, 239-877.=(1963) 今野一雄(訳)『エミール上・中・下』岩波文庫.
- ([1766] 1959) “Confessions,” in *Œuvre complètes*, tom. I, Pléiade, Paris:Gallimard, 1-656.=(1955-6) 桑原武夫(訳)『告白上・中・下』岩波文庫.
- Sieyès, Emmanuel ([1789] 1988) *Qu’est-ce que le tiers-état?*, Paris:Flammarion.=(2011) 川出良枝(他訳)『第三身分とは何か』岩波文庫.
- Starobinski, Jean (1971) *Jean-Jacques Rousseau*, Paris:Gallimard=(1993) 山路昭(訳)『ルソー：透明と障害』みすず書房.
- Terrel, Jean (2001) *Les théories du pacte social*, Paris:Seuil.
- Todorov, Tzvetan et al. (eds.) (1984) *Pensée de Rousseau*, Paris:Seuil.
- 富永茂樹 (2005)『理性の使用』みすず書房.
- Vaughan, C. E. (ed.) (1962) *The political writings of Jean Jacques Rousseau*, vol. 1, New York:John Wiley & Sons, Inc.
- Weber, Max ([1920] 2009) *Die protestantische ethik und der geist des kapitalismus*, Köln:Anaconda.=(1989) 大塚久雄(訳)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫.
- Williams, Raymond (1983) *Keywords: A vocabulary of culture and history*, London:Harper Collins.=(2011) 椎名美智(他訳)『キーワード辞典』平凡社ライブラリー.

* 本稿では文献リストで[]によって執筆年・初出年を示し、本文中の引用ではこれを優先した。

